

文化生歩部

kurashi@kumanichi.co.jp

TEL:096-361-3020 FAX:096-361-3290



クリーニング店がズボン紛失

事故賠償基準で被害救済

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

Q

紳士用スーツを上下セットでクリーニングに出したところ、ズボンを紛失したとクリーニング店から連絡がありました。クリーニング店はズボンのみ

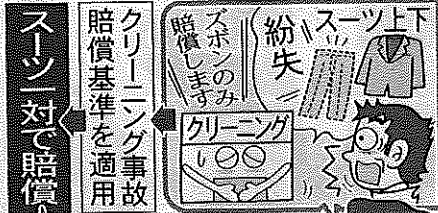
賠償するといいますが、上下合わせたスーツの購入金額を賠償してほしいです。

A

クリーニングのトラブル解決の際、クリーニング店によっては自社の賠償基準を設けているところもありますが、一般的には全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が中心となって作成した自主基準「クリーニング事故賠償基準」が適用されます。この基準は公平・効率的に利用者の救済を図るためのもので、消費生活センターでもトラブル解決を考

対で賠償を求めることができず。ただしズボンのみをクリーニングに出し、かつクリーニング業者から送られていない場合は、ズボンのみの賠償とされています。

賠償額の算定は、商品の平均使用年限や購入時からの経過年月、商品の使用状況、商品の再取得などを考慮しています。したがって購入金額全額ではなく、算定法に応じた賠償額を求めることになります。



上下賠償してほしい
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

える時の目安としています。基準によれば、スーツは上下そろえて着用するもので、ズボンを紛失された場合は、スーツ

なおスーツ一对の賠償額を受取る場合、残っている上衣の所権は消費者からクリーニング業に移ります。消費者が上衣の返を希望する場合は、スーツ一对賠償額から減額されます。

〓 県消費生活センター ☎ 09(3883)0999 (相談時間 祝日と年末年始を除く月々金曜午前9時〜午後5時)